

# いじめ防止等のための基本方針



令和7年4月改定

丹波市立柏原中学校

# 丹波市立柏原中学校いじめ防止等のための基本的な方針

丹波市立柏原中学校

## はじめに

学校現場において、今、「いじめ問題」が生徒指導上の喫緊の課題となっている。すべての生徒が安心して学校生活を送り、有意義で充実した様々な活動に取り組むことができるよう、いじめ防止に向け、日常の指導体制を整備し、未然防止を図りながら、早期発見に取り組むことが大切である。

いじめの防止や根絶に向けての取組と、いじめを認知した場合に適切かつ速やかに解決するための「丹波市立柏原中学校いじめ防止等のための基本方針」をここに定める。

## I いじめの防止等のための対策の基本的な考え方

いじめは、「どの生徒にも、どの学校でも起こり得る。」という認識のもと、その防止等の対策は、すべての生徒が安心して学校生活を送り、様々な活動に取り組むことができるよう、学校の内外を問わず、いじめが起こらないようにすることをめざして行わなければならない。

また、すべての生徒がいじめを許さず、いじめを認識しながら放置することのないよう、学校全体で組織的な取組を進める必要がある。とりわけ、「いじめを生まない土壤づくり」に取り組む未然防止の活動は、教育活動の在り方と密接にかかわっており、すべての教職員が日々実践することが求められる。

### 1. いじめの定義

#### いじめ防止対策推進法 第2条

この法律において「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものも含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

(『いじめ防止対策推進法』より)

#### 【具体的ないじめの態様】

- ・ 冷やかしやからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる
- ・ 仲間はずれ、集団による無視をされる
- ・ 軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする
- ・ 激しくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする
- ・ ものを隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする
- ・ 金品をたかられる
- ・ 嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする
- ・ パソコンやスマホ・携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる 等

(文部科学省 いじめ防止等の基本方針より)

## 2. いじめ防止の基本認識

いじめには様々な特質があるが、以下の①～⑦は、教職員が持つべきいじめ問題についての基本的な認識である。

- ① いじめはどの子どもにも、どの学校にも起こり得るものである。
- ② いじめは人権侵害であり、人として決して許される行為ではない。
- ③ いじめは大人には気付きにくいところで行われることが多く発見しにくい。
- ④ 嫌がらせやいじわる等、多くの児童生徒が入れ替わりながら加害も被害も経験する。
- ⑤ 暴力を伴わないいじめであっても、繰り返されたり集中的に行われたりすることにより生命、身体に重大な危険が生じる。
- ⑥ いじめは、その態様により恐喝、強要等の刑罰法規に抵触する。
- ⑦ いじめでは、加害・被害の二者関係だけでなく、いじめを助長する観衆、いじめに暗黙の了解を与えててしまう傍観者も存在する。この傍観者から仲裁者への転換を促すことが重要である。

平成29年8月兵庫県教育委員会「いじめ対応マニュアル」改訂版より

## II 学校の取組方針及びその内容

### 1. いじめの防止等の対策のための組織について

いじめの防止等の取組を実効的に行うため、管理職を含む複数の教職員による「いじめ対応チーム」を組織する。また、個々のケースによりスクールカウンセラー等の専門的な知識を有するその他関係者と協力・連携しながら進める。

(別添1 校内指導体制及び関係機関)

### 2. いじめの未然防止のために

いじめ問題において、「いじめが起きにくい・いじめを許さない学級・学校づくり」等、未然防止に取り組むことが最も重要である。そのためには、「いじめは、どの学級・学校にも起こり得る」という認識をすべての教職員がもち、好ましい人間関係を築き、「いじめを生まない土壤づくり」に取り組む必要がある。

いじめは教職員や大人が気づきにくいところで行われ、潜在化しやすいことを認識し、教職員が生徒の小さな変化を敏感に察知し、いじめを見逃さず、早期発見のためのチェックリスト等の活用は有効である。

(別添2 チェックリスト)

また、いじめ防止の観点から、学校教育活動全体を通じて、いじめ防止に関する指導計画を立て、定期的に点検・検証し、計画的・体系的にP D C Aサイクルに基づく取組を継続する。

(別添3 いじめ防止年間指導計画)

「いじめを生まない土壤づくり」をめざし、次のこと取り組む。

- (1) 「いじめは絶対に許されない」という学校風土をつくる。
- (2) 生徒一人一人の様子や学級の状況を的確に把握する。

(教職員の気づき・実態調査・定期的な教育相談の徹底)

- (3) 学校教育の全領域で、ものごとに挑戦したり、相互に求め合ったりする場面を設定し、生徒の自己肯定感を高め、自尊感情を高める。
- (4) 生徒一人一人を大切にした分かりやすい授業づくりを進める。
- (5) 命や人権を尊重し、豊かな心を育てる取組を推進する。

(人権教育や道徳教育、体験活動の充実)

- (6) 保護者や地域への積極的な働きかけ。授業参観や保護者研修会の開催、オープンスクール、学校HP、学校・学年通信・生徒指導通信等による広報活動により、いじめ防止対策や対応についての啓発を行う。

- (7) 小学校が主催する民生児童委員会に積極的に参加し、情報交換を密に行うとともに、地域ぐるみの見守り活動を強化する。
- (8) ネットいじめへの対応を図る。
- ①インターネットやSNS等を通じて送信される情報の特殊性を踏まえ、全生徒を対象に情報モラルに関する指導（学習会）を毎年、講師を招聘して行う。
  - ②日々進化するネット利用による新たな犯罪やいじめが起きていることを認識し、それに対応するために継続した教職員の研修を計画的に行う。
  - ③生徒を守るためのネット利用のルールづくりを生徒会や各家庭で検討する。
  - ④被害の拡大を防止するために専門機関と連携して取り組む。
- ※ひょうごっ子「ネットいじめ情報」相談室 兵庫県警察サイバー犯罪対策課 等
- (9) 教職員の次のような対応はいじめの防止どころか、かえって問題を深めるので戒める。
- ①見て見ぬふり
  - ②対処の後回し
  - ③無責任な言動や判断といじめの訴えの放置（「気にするな」「強い気持ちを持て」「言い返せ」「傷は浅い」「たいしたことではない」などの発言）
  - ④教師一人での抱え込みやスタンドプレー
  - ⑤力のある加害者に加勢したり、認めたりすること
  - ⑥「知らなかった」「判断が甘かった」などの発言は職務怠慢（いいわけにもならない）そこで、教職員の指導力・認知力向上のため「いじめと正面から向き合うために」等を活用し、校内研修に努める。
- (10) 自治的活動（生徒会活動）を活性化させ、「いじめ・暴力ゼロ市民運動」の活動と連携し、子どもたち自らが、いじめを許さない環境を作る支援を行う。

### III いじめの早期発見のために

1. 日々の生徒観察～生徒がいるところには、教職員がいる～
  - ・教職員が生徒たちと共に過ごす機会を積極的に設けることを心がけるとともに、学級担任や教科担任、部活動顧問等の連携を密にし、いじめの早期発見を図る。
  - ・休憩時間や昼休み、放課後の雑談等の機会に、生徒たちの様子に目を配り、「生徒がいるところには、教職員がいる」ことをめざす。
  - ・いじめの早期発見のためのチェックリストを有効活用する。
  - ・いじめの相談の窓口があることを知らせる掲示をし、相談しやすい環境づくりに努める。
2. 生徒観察の視点～集団を見る視点が必要～
  - ・生徒たちの成長の発達段階を考慮し、丁寧で継続した対応を実施する。
  - ・学級担任を中心に教職員は、生徒たちが形成するグループやそのグループ内の人間関係の把握に努める。
  - ・気になる言動を察知した場合、適切な指導を行い、人間関係の修復にあたる。
3. 「やりとり帳（生活ノート）」の活用～コメントのやりとりから生まれる信頼関係～
  - ・「やりとり帳（生活ノート）」の活用によって、学級担任と生徒、保護者が日頃から連絡を密にし、信頼関係を構築する。
  - ・気になる内容については、教育相談や家庭訪問等を実施し、迅速に対応する。
4. 教育相談（学校カウンセリング）の実施～気軽に相談できる雰囲気づくり～
  - ・教職員と生徒たちの信頼関係を形成する。
  - ・日常生活の中での教職員の声かけ等、生徒が日頃から気軽に相談できる環境をつくる。
  - ・「心のチェックシート」をもとにした教育相談週間を学期ごとに設けて、全生徒を対象とした教育相談を実施する。

- ・1・2学期には個別懇談を実施し、学校のいじめ等に関する指導を啓発するとともに、保護者の考え方や思いを知る機会とする。

## 5. 生活アンケートやいじめ実態調査の実施 ~アンケートは、実施時の配慮が重要である~

- ・いじめ実態調査は発見の手立ての一つであると認識した上で、各学期に実施する。
- ・実態調査は、実態把握やその後の指導が実効的になるように工夫する。
- ・いじめられている生徒にとっては、その場で記入することが難しい状況も考えられるので、実施方法については、記名、無記名、持ち帰り等、実情に応じて配慮する。

### ※ 資料の保管について

- (1) いじめ実態調査のためのアンケートは、対象生徒が卒業するまで学校が保管する。
- (2) 学校独自に行ういじめに関する記名式アンケートやいじめについて聞き取った記録等は、その年度の終わりから5年間学校が保管する。
- (3) いじめの重大事態に関する資料等は、発生した年度終わりから10年間、学校が保管する。
- (4) 保管期限が経過した資料については、丹波市小学校及び中学校における文書取扱要綱に基づいて廃棄する。
- (5) 生活指導委員会の記録は1年間保管する。

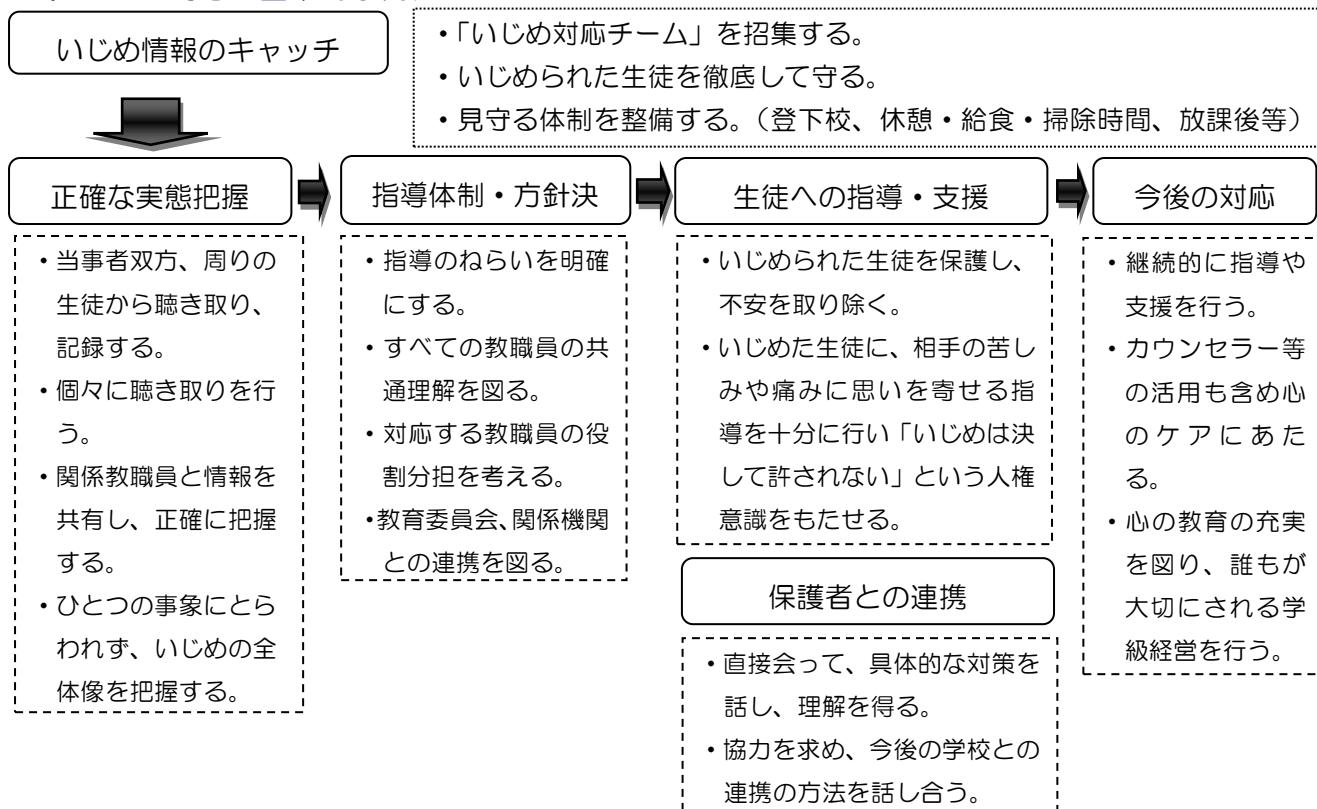
## 6. 家庭・地域・関係機関等との連携

- ・家庭・地域・関係機関等と連携することで、多くの目で見守り活動を進める。また教育相談や家庭訪問、民生児童委員、保護者や地域、関係機関等からの情報を収集する機会を多く持ち、常に連携の強化を図る。

## IV いじめに対する措置

いじめの兆候を発見した時は、問題を軽視することなく、早期に適切な対応をすることが大切である。いじめられている生徒の苦痛を取り除くことを最優先に迅速な指導を行い、解決に向けて一人で抱え込まず、学年及び学校全体で組織的に対応する。また、いじめの再発を防止するため、日常的に取り組む実践計画を立て、継続的に見守る。

### 1. いじめ対応の基本的な流れ



## 2. いじめが起きた場合の対応について

### (1) いじめ発見時の初期対応

- ①いじめられた生徒・いじめを通告してくれた生徒を守り通す。
- ②いじめの事実の確認といじめの行為を行うに至った経過や心情について詳しく聴きとる。
- ③周囲の生徒や保護者など第三者からも詳しく情報を得る。
- ④複数の教職員で対応することを原則とし、管理職の指示のもとに教職員間の連携と情報の共有を隨時行う。

### (2) いじめられた生徒・保護者に対しての指導

- ①事実確認とともに、つらい今の気持ちを受け入れ、共感することで心の安定を図る。
- ②「最後まで守り抜くこと」「秘密を守ること」を伝える。
- ③必ず解決できることを伝え希望を持たせる。
- ④自信をもたせる言葉をかけるなど、自尊感情を高めるよう配慮する。
- ⑤保護者に対しては、いじめが発覚したその日に、家庭訪問等で事実関係を直接伝える。
- ⑥保護者のつらい気持ちや不安な気持ちを共感的に受け止める。
- ⑦学校の指導方針を伝え、今後の対応について協議する。
- ⑧家庭での生徒の変化に注意してもらい、どのような些細なことでも相談するように伝える。

### (3) いじめた生徒・保護者に対しての指導

- ①いじめた気持ちや状況などについて十分に聞き、生徒の背景にも目を向け指導する。
- ②心理的な孤立感・疎外感を与えないようにするなど一定の教育的配慮のもと、毅然とした対応と粘り強い指導を行い、いじめが人として決して許されない行為であることやいじめられる側の気持ちを認識させる。
- ③保護者に対しては、正確な事実関係を説明し、いじめられた生徒や保護者のつらく悲しい気持ちを伝え、よりよい解決を図ろうとする思いを伝える。
- ④「いじめは決して許されない行為である」という毅然とした姿勢を示し、事の重大さを認識させ、家庭での指導を依頼する。
- ⑤生徒の変容を図るために、今後のかかわり方などを一緒に考え、具体的な助言をする。

### (4) 周りの生徒たちに対しての指導

- ①学級・学年・学校全体の問題として考え、いじめの傍観者からいじめを抑止する仲裁者への転換を促す。
- ②「いじめは決して許さない」という毅然とした姿勢を、学級・学年・学校全体に示す。
- ③はやし立てたり、見て見ぬふりをする行為も、いじめを肯定していることを理解させる。
- ④いじめを訴えることは、勇気ある行動であることを理解させるよう指導する。

### (5) 繼続した指導

- ①いじめが解消したとみられる場合でも、引き続き十分な観察を行い、折に触れて必要な指導を継続的に行う。
- ②教育相談や日記、手紙などで積極的にかかわり、その後の状況について把握に務める。
- ③いじめられた生徒の良さを見つけ、褒めたり、認めたりして肯定的にかかわり、自信を取り戻せるよう努める。
- ④いじめられた生徒、いじめた生徒双方にスクールカウンセラーや関係機関の活用を含め、心のケアにあたる。
- ⑤いじめの発生を契機として、事例を検証し、再発防止・未然防止のために日常的に取り組む事を洗い出し、実践計画を立て、いじめのない学級・学校づくりへの取り組みを強化する。

## (6) インターネット上のいじめに対しての指導

- ①SNS等を通じて送信される情報の特殊性による危険を十分に理解した上で、ネット上のトラブルについての最新の動向を把握し、専門家の意見も拝聴しながら、情報モラルに関する指導を行う。
- ②家庭での指導が不可欠であることから、ネット上のトラブルについての知識や、生徒たちが陥りやすい危険な心理について、保護者への理解を促す。
- ③ネット上のいじめを発見した場合は、書き込みや画像の削除等、迅速に対応するとともに、人権侵害や犯罪、法律違反など、事案によっては警察等の専門機関と連携して対応する。

(別添4　いじめが起こった場合の組織的対応の流れ)

## V 重大事案への対処

生命又は身体の安全がおびやかされたり、相当の期間学校を欠席することを余儀なくさせられているような重大な事態においては、令和6年8月に改訂された「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン（改訂版）」の内容を踏まえて、円滑かつ適切な調査の実施及びいじめ対象児童生徒等に寄り添った対応を行う。具体的には、緊急対策会議を開催し、学校全体で組織的に対応する。それとともに、丹波市教育委員会、警察等の関係機関との連携をし、迅速に解決にあたる。

### 1. 重大事態の意味については、次の通りとする。

- |   |  |                  |
|---|--|------------------|
| ①いじめにより生命、心身または財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき      | ・ 生徒が自殺を企画した場合   | ・ 身体に重大な障害を負った場合 |
|   | ・ 金品等に重大な被害を被った場合  | ・ 精神性の疾患を発症した場合  |
| ②いじめにより相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。 | なお、相当の期間とは、年間30日を目安とする。ただし、一定期間、連續して欠席している場合は、重大事態として捉える必要がある。 |                  |

また、重大事態への対処にあたっては、いじめられた生徒や保護者からの申立てがあったときは、重大事態として捉え、適切かつ真摯に対応する。

### 2. 重大事態への対処について

(別紙5　重大事態対応フロー図)

#### (1) 重大事態の報告

校長は、重大事態と思われる案件が発生した場合、速やかに丹波市教育委員会（以下、市教委という）、警察等の関係機関へ報告する。

市教委を通じて丹波市長へ、事態発生について報告する。

#### (2) 調査の趣旨と調査主体について

- ①調査は、当該重大事態に対処するとともに、同種の自体の発生の防止に資するために行う。
- ②重大事態の調査は、学校または市教委が行う。
- ③市教委の指示により学校が調査主体になる場合、いじめ対応チームを母体とした組織が調査する。

※調査対象となる事案の関係者と直接の人間関係がないことに留意する。

#### (3) 調査の実施について

- ①事実関係を明確に調査し、いじめを受けた生徒・保護者のケアに努めながら適切に全ての関係者から聴き取り調査を行う。その際、いじめられた生徒や情報提供した生徒を守ることを最優先し、情報を提供する。

②いじめられた生徒からの聴き取りが不可能な場合については、保護者の要望・意見等を聞いた上で、今後の調査について協議し、調査を行う。

（『児童生徒の自殺が起きた時の調査の指針』（H23.3 調査研究協力者会議）参照）

#### （4）調査結果の提供及び報告について

- ①調査結果を市教委に報告する。市教委を通して市長に報告される。
- ②市教委の必要な指導・指示・支援を受け、いじめを受けた生徒・保護者、関係者に調査結果等の情報提供を行う。その際、個人情報には十分配慮すること。
- （5）事案によっては、学年及び学校のすべての保護者に説明する必要の是非を判断し、必要があれば、当事者の同意を得た上で、説明文書の配付や緊急保護者会の開催を実施する。
- （6）事案によっては、マスコミ対応も考えられる。対応窓口は管理職とし、誠実・丁寧な対応に努める。
- （7）調査結果を踏まえ、必要な措置を講じて再発防止に努める。

### VI 家庭・地域・関係機関との連携のために

学校だけで解決が困難な事案に関しては、市教委や警察、地域等の関係期間との連携が不可欠である。連携を図るためにには、管理職や生徒指導担当教員を中心として、日頃から学校や地域の状況についての情報交換を積極的に行う。

#### （1）家庭・地域との連携について

- ①学校におけるいじめへの対処方法や指導計画等を公表し、保護者や地域住民の理解を得るように努める。
- ②家庭や地域に対して、いじめの問題の重要性の認識を広めるとともに、家庭訪問や生活指導通信などを通じて、家庭との緊密な連携協力を図る。
- ③いじめが起きた場合、学校として、家庭との連携を密にし、一致協力してその解決に臨む。
- ④PTAや学校運営委員会、地域の関係団体等とともに、いじめの問題について協議する機会を設け、いじめの根絶に向けて地域ぐるみの対策を進める。

#### （2）教育委員会との連携について

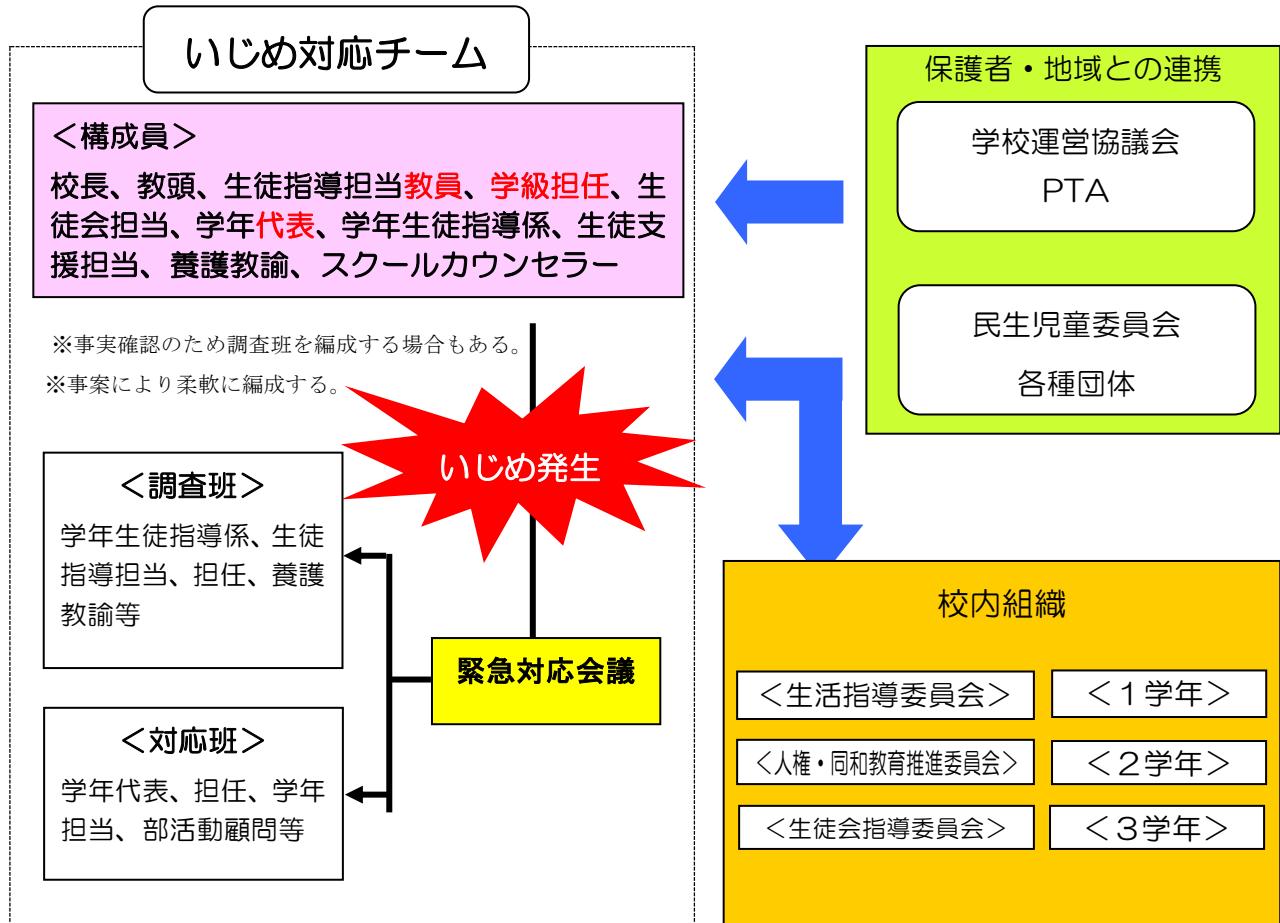
- ①日頃から学校の現状や、いじめに関する調査についての報告し、未然防止や早期対応についての助言をもらうなど、情報交換ができる状況をつくっておく。
- ②学校において重篤ないじめを把握した場合は、速やかに報告し、問題の解決に向けて指導助言等の必要な支援を受ける。

#### （3）警察や地域の関係機関との連携について

- ①学校は地域の警察と連携を図るため、日頃から情報交換を行い、必要に応じて相互協力する体制を整えておく。
- ②学校でのいじめが暴力行為や恐喝など、犯罪と認められる事案に関しては、早期に丹波警察署やこども家庭センター等に相談し、連携して対応をする。
- ③生徒の生命・身体の安全が脅かされる場合は、直ちに通報し協力を求めるようとする。
- ④いじめた生徒のおかれた背景に、保護者の愛情不足等の家庭の要因が考えられる場合には、『川西こども家庭センター丹波分室』や『家庭児童相談係』『民生・児童委員』等の協力を得ることも視野に入れて対応する。

## いじめ対応チーム組織図

丹波市立柏原中学校



- ※ いじめ事案の発生時は、緊急対応会議を開催し、事案に応じて調査班や対応班を編成し対応する。

## いじめ早期発見のためのチェックリスト

### いじめが起こりやすい・起こっている集団

- 朝いつも誰かの机が曲がっている
- 掲示物が破れていったり落書きがあつたりする
- 班にすると机と机の間に隙間がある
- 学級やグループの中で絶えず周りの顔色をうかがう子どもがいる
- 自分たちのグループだけでまとまり、他を寄せつけない雰囲気がある
- 些細なことで冷やかしたりするグループがある
- 授業中、教職員に見えないように消しゴム投げをしている
- 教職員がいないと掃除がきちんとできない
- グループ分けをすると特定の子どもが残る
- 特定の子どもに気を遣っている雰囲気がある

### いじめられている生徒

#### ● 日常の行動・表情の様子

- わざとらしくはしゃいでいる
- いつもみんなの行動を気にし、目立たないようにしている
- 下を向いて視線を合わせようとしない
- おどおど、にやにや、にたにたしている
- 早退や一人で下校することが増える
- 顔色が悪く、元気がない
- 腹痛など体調不良を訴えて保健室へ行きたがる
- 遅刻・欠席が多くなる
- 友だちに悪口を言われても言い返さなかったり、愛想笑いをしたりする
- ときどき涙ぐんでいる

#### ● 授業中・休み時間

- 発言すると友だちから冷やかされる
- 一人でいることが多い
- 班編成の時に孤立しがちである
- 教室へいつも遅れて入ってくる
- 学習意欲が減退し、忘れ物が増える
- 教職員の近くにいたがる
- 教職員がほめると冷やかされたり、陰口を言われたりする

#### ● 昼食時

- 好きな物を他の子どもにあげる
- 他の子どもの机から机を少し離している
- 食事の量が減ったり、食べなかつたりする
- 食べ物にいたずらされる

#### ● 清掃時

- いつも雑巾かけやごみ捨ての当番になっている
- 一人で離れて掃除をしている

#### ● その他

- トイレなどに個人を中傷する落書きが書かれる
- 持ち物が壊されたり、隠されたりする
- 部活動を休むことが多くなり、やめると言い出す
- 持ち物や机、ロッカーに落書きをされる
- ボタンがとれたり、ポケットが破れたりしている
- 理由もなく成績が突然下がる
- けがの状況と本人が言う理由が一致しない
- 服に靴の跡がついている
- 必要以上のお金を持ち、友だちにおごるなどする
- 手や足にすり傷やあざがある

### いじめている生徒

- 多くのストレスを抱えている
- 家や学校で悪者扱いされていると思っている
- あからさまに、教職員の機嫌をとる
- 特定の子どもにのみ強い仲間意識をもつ
- 教職員によって態度を変える
- 教職員の指導を素直に受け取れない
- グループで行動し、他の子どもに指示を出す
- 他の子どもに対して威嚇する表情をする
- 活発に活動するが他の子どもにきつい言葉をつかう

(別添3)

## いじめ防止のための教育年間指導計画

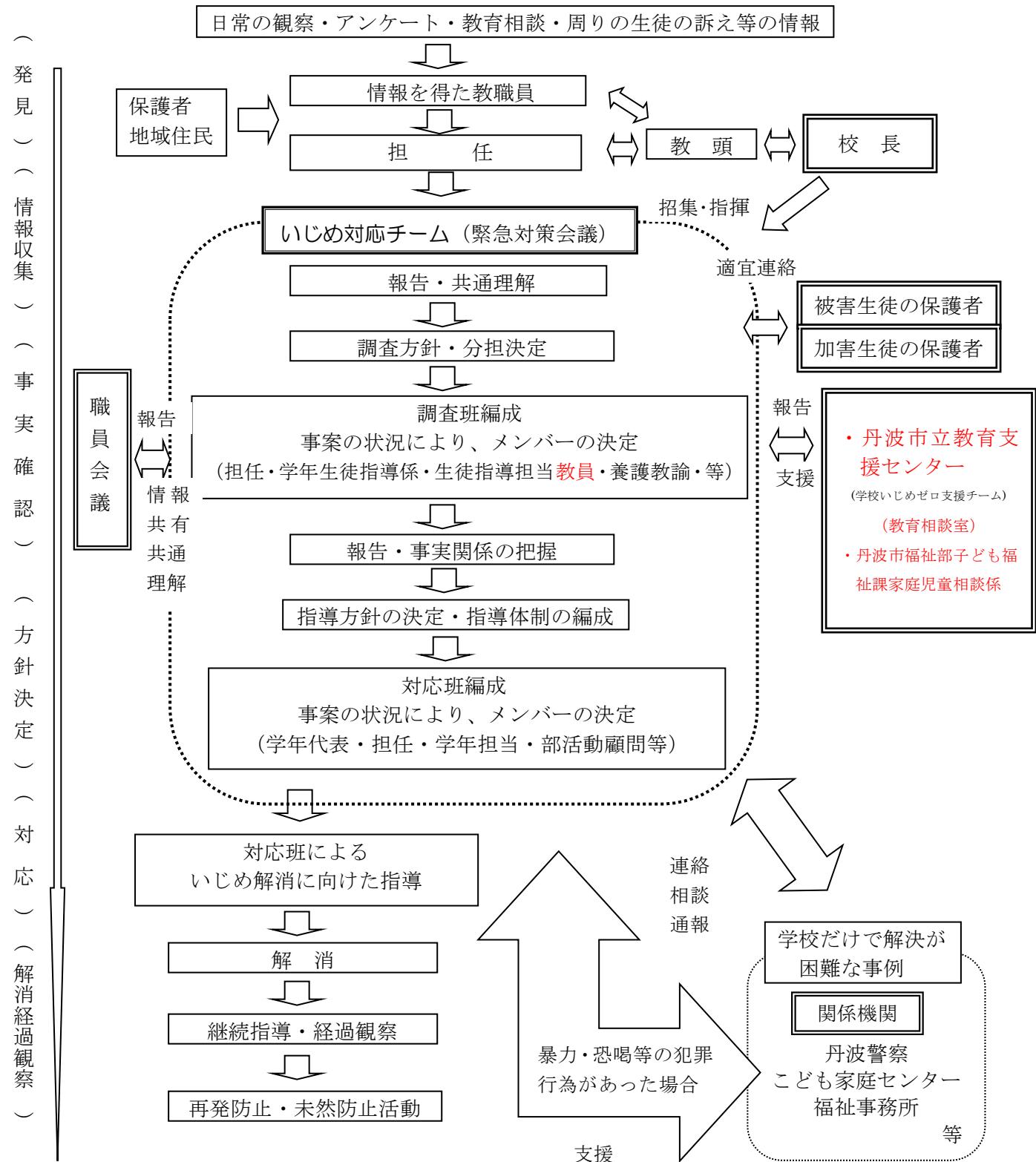
丹波市立柏原中学校

□:教職員の活動 ○:生徒、保護者の活動

いじめ防止のための教育年間指導計画		ポイント
4月	<input type="checkbox"/> 学校間、学年間の情報交換 指導記録の引き継ぎ <input type="checkbox"/> いじめ対策にかかる共通理解・いじめ対応チーム編成 【職員会議】 <input type="checkbox"/> いじめ根絶に向けての宣言（教職員の決意を表明します）【始業式等】 <input type="checkbox"/> 学級開き・人間関係づくり・学級のルールづくり 【学級活動】 <input type="checkbox"/> 保護者への「いじめ防止のための基本的な方針」の説明と啓発 <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> 家庭訪問に代わる個人懇談会の開催 <input type="checkbox"/> ストップアイットを理解し、アプリをインストール	<ul style="list-style-type: none"> <li>いじめの被害者、加害者の関係を確実に引き継ぎます。</li> <li>学校（教職員）が真剣にいじめ対策に取り組むことを示します。</li> </ul>
5月	<input type="checkbox"/> 校内研修「いじめの早期発見と指導の在り方」 <input type="checkbox"/> 心のチェックシートの実施（1回目） <input type="checkbox"/> 心のチェックシートをもとにした教育相談	<ul style="list-style-type: none"> <li>生徒の班編成等の場面に留意が必要です。</li> </ul>
6月	<input type="checkbox"/> いじめ実態調査（1回目） <input type="checkbox"/> 「いじめ実態調査」の実施と分析 <input type="checkbox"/> いじめ・暴力ゼロ市民運動(中学生実行委員会)	<ul style="list-style-type: none"> <li>6月は生徒の人間関係に変化が表れやすい時期です。</li> </ul>
7月	<input type="checkbox"/> 学期末個人懇談会 <input type="checkbox"/> 1学期を振り返っていじめ対策の点検 【職員会議】 <input type="checkbox"/> 第1回学校評価アンケートの実施（保護者・生徒）	<ul style="list-style-type: none"> <li>いじめ対応を点検します。</li> <li>第1回実施分と比較検討します。</li> </ul>
8月	<input type="checkbox"/> カウンセリングマインド研修（事例から学ぶ指導の在り方について）	<ul style="list-style-type: none"> <li>相談技術の向上に努めます。</li> </ul>
9月	<input type="checkbox"/> 夏休み明けの教育相談(面談)の実施 <input type="checkbox"/> 所属感を高める体育祭の取り組み 【学級活動】 <input type="checkbox"/> 心のチェックシートの実施（2回目）	<ul style="list-style-type: none"> <li>生徒の変化を確認します。</li> <li>生徒主体の活動を保障し、意欲を高め、自覚を促す支援を心がけます。</li> </ul>
10月	<input type="checkbox"/> 連帯感を高める文化祭（合唱コンクール）の取り組み 【学級活動】	<ul style="list-style-type: none"> <li>生徒主体の活動を保障し、意欲を高め、一人一人のよさを相互に認め合える支援を心がけます。</li> <li>第2回実施分と比較検討します。</li> </ul>
11月	<p style="text-align: center;">↓</p> <input type="checkbox"/> いじめ防止強化月間 <input type="checkbox"/> いじめ実態調査（2回目） <input type="checkbox"/> 教育相談期間の実施（いじめ実態調査結果を受けて）	<ul style="list-style-type: none"> <li>文化祭終了後、生徒の人間関係に変化が表れやすい時期です。</li> </ul>
12月	<input type="checkbox"/> 人権週間(人権意識高揚のための啓発活動) <input type="checkbox"/> 第2回学校評価アンケートの実施 <input type="checkbox"/> 2学期を振り返っていじめ対策の点検 【職員会議】	<ul style="list-style-type: none"> <li>人権感覚を高めます。</li> <li>いじめ対応を点検します。</li> </ul>
1月	<input type="checkbox"/> 冬休み明けの教育相談(面談)の実施 <input type="checkbox"/> 新入生説明会（中学校のルールやマナーの確認） <input type="checkbox"/> 情報モラル講演会	<ul style="list-style-type: none"> <li>生徒の変化を確認します。</li> </ul>
2月	<input type="checkbox"/> いじめ実態調査（3回目） <input type="checkbox"/> いじめ実態調査結果を受けての教育相談の実施 <input type="checkbox"/> 学校自己評価と改善方策の検討 <input type="checkbox"/> 心のチェックシートの実施	<ul style="list-style-type: none"> <li>3回実施分を比較検討します。</li> <li>1年間を振り返り、クラス編成に向け人間関係を把握します。</li> </ul>
3月	<input type="checkbox"/> 小・中学校連携のための連絡会 <input type="checkbox"/> 本年度の総括（記録の整理、次学年への引き継ぎ資料の作成等） <input type="checkbox"/> いじめに関する指導についての総括 【職員会議】	<ul style="list-style-type: none"> <li>いじめに関する情報を確実に引き継ぐ準備です。</li> </ul>

## いじめが起こった場合の組織的対応の流れ

丹波市立柏原中学校



## 学校用

# 重大事態対応フロー図

### いじめの疑いに関する情報

- 第22条「いじめの防止等の対策のための組織」でいじめの疑いに関する情報の収集と記録、共有
- いじめの事実の確認を行い、結果を設置者へ報告

### 重大事態の発生

- 学校の設置者に重大事態の発生を報告（※ 設置者から地方公共団体の長等に報告）  
ア)「生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑い」（児童生徒が自殺を企図した場合等）  
イ)「相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑い」（年間30日を目安。一定期間連続して欠席しているような場合などは、迅速に調査に着手）  
※「児童生徒や保護者からいじめられて重大事態に至ったという申立てがあったとき」

### 学校の設置者が、重大事態の調査の主体を判断

#### 学校を調査主体とした場合

学校の設置者の指導・支援のもと、以下のような対応に当たる

##### ● 学校の下に、重大事態の調査組織を設置

- ※ 組織の構成については、専門的知識及び経験を有し、当該いじめ事案の関係者と直接の人間関係又は特別の利害関係を有しない第三者の参加を図ることにより、当該調査の公平性・中立性を確保するよう努めることが求められる。
- ※ 第22条に基づく「いじめの防止等の対策のための組織」を母体として、当該重大事態の性質に応じて適切な専門家を加えるなどの方法も考えられる。

##### ● 調査組織で、事実関係を明確にするための調査を実施

- ※ いじめ行為の事実関係を、可能な限り網羅的に明確にする。この際、因果関係の特定を急ぐべきではなく、客観的な事実関係を速やかに調査すべき。
- ※ たとえ調査主体に不都合なことがあったとしても、事実にしっかりと向き合おうとする姿勢が重要。
- ※ これまでに学校で先行して調査している場合も、調査資料の再分析や必要に応じて新たな調査を実施。

##### ● いじめを受けた児童生徒及びその保護者に対して情報を適切に提供

- ※ 調査により明らかになった事実関係について、情報を適切に提供（適時・適切な方法で、経過報告があることが望ましい）。
- ※ 関係者の個人情報に十分配慮。ただし、いたずらに個人情報保護を楯に説明を怠るようなことがあってはならない。
- ※ 得られたアンケートは、いじめられた児童生徒や保護者に提供する場合があることを念頭におき、調査に先立ち、その旨を調査対象の在校生や保護者に説明する等の措置が必要。

##### ● 調査結果を学校の設置者に報告（※設置者から地方公共団体の長等に報告）

- ※ いじめを受けた児童生徒又はその保護者が希望する場合には、いじめを受けた児童生徒又はその保護者の所見をまとめた文書の提供を受け、調査結果に添える。

##### ● 調査結果を踏まえた必要な措置

#### 学校の設置者が調査主体となる場合

##### ● 設置者の指示のもと、資料の提出など、調査に協力